



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則（中小企業支援課） 1

告 示

- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出（村づくり計画課） 1
- 土地収用の手続の開始（用地課） 2
- 道路の区域の変更（道路管理課） 3

公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立那覇工業高等学校） 3
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立美里工業高等学校） 5

教育委員会事項

- 沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則 6
- 沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則 7
- 県立学校処務規程の一部を改正する訓令 9

規 則

沖縄県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第61号

沖縄県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

沖縄県中小企業高度化資金貸付規則（平成24年沖縄県規則第64号）の一部を次のように改正する。
第23条第2項中「第12号様式（その1）又は第12号様式（その2）」を「第12号様式又は第13号様式」に改める。

第24条第1項中「第13号様式」を「第14号様式」に改める。

様式第12号（その1）を様式第12号とする。

様式第13号を様式第14号とし、様式第12号（その2）を様式第13号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第346号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり今帰仁村土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和3年6月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	米須清和	今帰仁村字謝名1034番地
理事	山城透	今帰仁村字崎山860番地 6
理事	比嘉則弘	今帰仁村字勢理客277番地
理事	喜屋武和徳	今帰仁村字与那嶺141番地
理事	座間味亮	今帰仁村字仲宗根495番地 6
理事	仲宗根康	名護市字為又260番地
理事	與儀常次	今帰仁村字湧川1938番地 3
監事	小那覇安隆	今帰仁村字勢理客315番地
監事	座間味重夫	今帰仁村字上運天1221番地 5
監事	山城辰哉	今帰仁村字天底1105番地 1

任期 令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	米須清和	今帰仁村字謝名1034番地
理事	山城透	今帰仁村字崎山860番地 6
理事	田港朝茂	今帰仁村字天底1183番地
理事	仲本義朗	今帰仁村字仲尾次80番地
理事	座間味重夫	今帰仁村字上運天1221番地 5
理事	比嘉則弘	今帰仁村字勢理客277番地
理事	與儀常次	今帰仁村字湧川1938番地 3
監事	小那覇安隆	今帰仁村字勢理客315番地
監事	山城直一	今帰仁村字崎山121番地
監事	湧川英男	今帰仁村字勢理客50番地

沖縄県告示第347号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の規定により、次のとおり収用の手続を開始する旨の申立てがあった。

令和3年6月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 那覇広域都市計画道路事業 3・2・1号国道58号
- 3 収用の手続を開始する土地 浦添市字城間大川、字城間城間原、字城間春川及び字城間前原地内
- 4 収用の手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所 浦添市都市建設部都市計画課

沖縄県告示第348号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、令和3年6月29日から同年7月12日まで一般の縦覧に供する。

令和3年6月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 14号線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	東村字有銘石田原538番地内	12.2m ～ 17.8m	9.2m
新	東村字有銘石田原538番地内	12.5m ～ 18.4m	9.2m

公 告

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和3年6月29日

沖縄県立那覇工業高等学校長 外 間 昌 繁

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する物品等の名称及び数量 マシニング・CNC旋盤実習装置 一式
 - (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入の期限 令和4年2月22日（火曜日）
 - (4) 納入の場所 沖縄県立那覇工業高等学校機械科棟
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
 - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配布
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
 - (1) 時期 この公告の日から令和3年8月4日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 沖縄県立那覇工業高等学校事務室 〒901-2122 浦添市勢理客四丁目22番1号 電話番号098-877-6144
- 4 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 この公告の日から令和3年8月4日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 令和3年8月16日（月曜日）午前10時
 - (2) 場所 沖縄県立那覇工業高等学校小会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を指定金融機関に納付し、領収書の写しを令和3年8月4日（水曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団

体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和3年8月4日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所及び沖縄県教育委員会ホームページ

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県立那覇工業高等学校
- (2) 所在地 〒901-2122 浦添市勢理客四丁目22番1号

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な書類

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 令和3年8月13日（金曜日）午後5時
イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時 令和3年7月14日（水曜日）午後2時
イ 場所 5(2)の場所
- (4) 最低制限価格 設定しない。
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Machining Center and CNC Lathe Training Equipment: 1 set
- (2) DUE DATE OF DELIVERY
February 22, 2022
- (3) DATE FOR BIDS
10:00 a.m. August 16, 2021
- (4) POINT OF CONTACT
Okinawa Prefectural Naha Technical Senior High School Office
4-22-1 Jitchaku, Urasoe City, Okinawa, Japan, 901-2122

Telephone 098-877-6144

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和3年6月29日

沖縄県立美里工業高等学校長 新城 英 人

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 自動設計製図装置（CAD）一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 令和4年2月28日（月曜日）
- (4) 納入の場所 沖縄県立美里工業高等学校設備工業科棟コンピュータ室

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付

3 入札に参加する物に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 この公告の日から令和3年7月28日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県立美里工業高等学校事務室 〒904-2172 沖縄市泡瀬五丁目42番2号 電話番号098-937-5848

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 この公告の日から令和3年7月28日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 3(2)の場所

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和3年8月17日（火曜日）午前10時
- (2) 場所 沖縄県立美里工業高等学校小会議室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を指定金融機関に納付し、領収書の写しを令和3年8月16日（月曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和3年7月28日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県立美里工業高等学校
- (2) 所在地 〒904-2172 沖縄市泡瀬五丁目42番2号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
- ア 期限 令和3年8月16日(月曜日)午後5時
- イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Automatic Design Drafting Device (Computer-Aided Design System) : 1 set
- (2) DUE DATE OF DELIVERY AND DELIVERY PLACE
February 28, 2022, Okinawa Prefectural Misato Technical Senior High School,
Department of Equipment Industry Building
- (3) DATE FOR BIDS
10:00 a.m. August 17, 2021
- (4) POINT OF CONTACT
Okinawa Prefectural Misato Technical Senior High School Office
5-42-2 Awase Okinawa City, Okinawa, Japan, 904-2172
Telephone 098-937-5848

教育委員会事項

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年6月29日

沖縄県教育委員会
教育長 金城弘昌

沖縄県教育委員会規則第6号

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「書類」の次に「をいう。次条第1項第1号において同じ。」を加える。

第7条第1項第1号を次のように改める。

(1) 課税証明書等

第14条第2項中「第9条第3項」を「第12条第3項」に改め、同条第3項中「第9条第3項」を「第12条

第3項」に改める。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月29日

沖縄県教育委員会

教育長 金城 弘 昌

沖縄県教育委員会規則第7号

沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

(沖縄県立特別支援学校管理規則の一部改正)

第1条 沖縄県立特別支援学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1 沖縄県立大平特別支援学校の項の次に次のように加える。

沖縄県立那覇みらい支援学校	那覇市古波蔵	知的障害 肢体不自由 病弱	小学部		6年	
			中学部		3年	
			高等部		3年	普通科

別表第1中

馬天小学校分教室	南城市佐敷字津波古	知的障害	小学部		6年	
真和志高等学校分教室	那覇市字真地	知的障害	高等部		3年	普通科

を

真和志高等学校分教室	那覇市字真地	知的障害	高等部		3年	普通科
------------	--------	------	-----	--	----	-----

に改める。

(沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第2条 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則(平成22年沖縄県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1 那覇学区の部を次のように改める。

那覇学区	大平特別支援学校	宜野湾市(宜野湾市立宜野湾、嘉数及び真志喜中学校区域(宜野湾市立真志喜中学校区域にあっては宜野湾市立大謝名小学校区域に限る。))に限る。)、浦添市、那覇市(那覇市立松島、城北、石嶺及び安岡中学校区域に限る。))	久米島高等学校分教室あつては、久米島町とする。
	那覇みらい支援学校(知的障害である児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。))	那覇市(那覇市立松島、石田、真和志、神原、那覇、上山、首里、仲井真、寄宮、古蔵及び鏡原中学校区に限る。))、豊見城市(豊見城市立とよみ小学校区域に限る。))	

那覇みらい支援学校 (肢体不自由である児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。)	那覇市(那覇市立石田、仲井真、寄宮、古蔵、神原、上山、鏡原、小禄、金城及び那覇中学校区域(那覇市立那覇中学校区域にあっては、那覇市立若狭小学校及び那覇小学校区域に限る。))に限る。)、豊見城市(豊見城市立とよみ小学校区域に限る。)	
那覇みらい支援学校 (病弱である児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。)	那覇市(那覇市立石田、仲井真、寄宮、古蔵、神原、上山、鏡原、小禄、金城及び那覇中学校区域(那覇市立那覇中学校区域にあっては、那覇市立若狭小学校及び那覇小学校区域に限る。))に限る。)、豊見城市(豊見城市立とよみ小学校区域に限る。)	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病にかかっている児童生徒であって、医師の許可を受けて保護者の責任において通学可能である者に限る。
鏡が丘特別支援学校 (肢体不自由である児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。)	宜野湾市、中城村、西原町、浦添市、那覇市(那覇市立安岡、首里、真和志、松島、城北、松城、石嶺及び那覇中学校区域(那覇市立那覇中学校区域にあっては、那覇市立泊小学校区域に限る。))に限る。)	

別表第1 那覇特学区の部中「及び医療型児童発達支援センター「わかたけ」の通所者」を削る。
別表第1 島尻学区の部を次のように改める。

島尻学区	島尻特別支援学校 (真和志高等学校分教室を除く。)(知的障害である幼児に対する教育を行う幼稚部、児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。)	西原町、南城市(南城市立久高中学校区域を除く。)、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市(豊見城市立長嶺小学校区域に限る。)	幼稚部にあっては、浦添市及び那覇市(那覇市立神原、那覇、上山、松島、真和志、石田、城北、石嶺、松城及び安岡中学校区域に限る。)を加える。
	島尻特別支援学校 (肢体不自由である幼児に対する教育を行う幼稚部、児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。)	南城市(南城市立久高中学校区域を除く。)、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市(豊見城市立とよみ小学校区域を除く。)、糸満市	
	西崎特別支援学校	那覇市(那覇市立小禄及び金城中学校区域に限る。)、豊見城市(豊見城市立豊見城及び伊良波中学校区域に限る。)、糸満市	

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 沖縄県立島尻特別支援学校の馬天小学校分教室は、第1条の規定による改正後の沖縄県立特別支援学校管理規則別表第1の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間、なお存続するものとする。
- 3 前項の規定により、なお存続するものとされる沖縄県立島尻特別支援学校の馬天小学校分教室の通学区域については、なお従前の例による。

沖縄県教育委員会訓令第7号

県立学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年6月29日

沖縄県教育委員会
教育長 金城 弘 昌

県立学校処務規程の一部を改正する訓令

県立学校処務規程（昭和54年沖縄県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第13条関係）

学校	記号
辺土名高等学校	辺土名
北山高等学校	北山
本部高等学校	本部
北部農林高等学校	北農
北部農林高等学校定時制	北農定
名護商工高等学校	名商工
名護高等学校	名護
宜野座高等学校	宜野座
石川高等学校	石川
前原高等学校	前原
中部農林高等学校	中農
中部農林高等学校定時制	中農定
具志川高等学校	具志川
具志川商業高等学校	具商
与勝高等学校	与勝
読谷高等学校	読谷
嘉手納高等学校	嘉手納
美里高等学校	美里
コザ高等学校	コザ
コザ高等学校定時制	コザ定

球陽高等学校	球陽
美里工業高等学校	美工
美来工科高等学校	美来工科
北中城高等学校	北中城
北谷高等学校	北谷
普天間高等学校	普天間
宜野湾高等学校	宜野湾
中部商業高等学校	中商
西原高等学校	西原
浦添商業高等学校	浦商
浦添工業高等学校	浦工
陽明高等学校	陽明
浦添高等学校	浦添
那覇工業高等学校	那工
那覇工業高等学校定時制	那工定
那覇国際高等学校	那覇国際
泊高等学校	泊通
泊高等学校定時制	泊定
那覇商業高等学校	那商
那覇商業高等学校定時制	那商定
那覇高等学校	那覇
沖縄工業高等学校	沖工
首里高等学校	首里
首里東高等学校	首里東
真和志高等学校	真和志
小禄高等学校	小禄
那覇西高等学校	那覇西
豊見城高等学校	豊見城
豊見城南高等学校	豊見城南
南部農林高等学校	南農
開邦高等学校	開邦
南風原高等学校	南風原
南部商業高等学校	南商

南部工業高等学校	南工
向陽高等学校	向陽
知念高等学校	知念
糸満高等学校	糸満
沖縄水産高等学校	沖水
久米島高等学校	久米島
宮古高等学校	宮古
宮古総合実業高等学校	宮総実
宮古工業高等学校	宮工
八重山高等学校	八重山
八重山農林高等学校	八農
八重山商工高等学校	八商工
八重山商工高等学校定時制	八商工定
沖縄盲学校	沖盲
沖縄ろう学校	沖ろう
桜野特別支援学校	桜特
名護特別支援学校	名特
美咲特別支援学校	美特
泡瀬特別支援学校	泡特
はなさき支援学校	はなさき
森川特別支援学校	森特
大平特別支援学校	大特
鏡が丘特別支援学校	鏡特
鏡が丘特別支援学校浦添分校	鏡特浦分
那覇特別支援学校	那特
那覇みらい支援学校	那み支
島尻特別支援学校	島特
西崎特別支援学校	西特
宮古特別支援学校	宮特
八重山特別支援学校	八特
沖縄高等特別支援学校	沖高特
中部農林高等支援学校	中農高支
陽明高等支援学校	陽明高支

南風原高等支援学校	南風原高支
やえせ高等支援学校	や高支
与勝緑が丘中学校	緑丘中
球陽中学校	球陽中
開邦中学校	開邦中

附 則

この訓令は、令和3年10月1日から施行する。

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 アント出版
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1